

# 特別養護老人ホーム入所指針に関するQ & A

平成18年7月

神戸市保健福祉局

<p>〔概要〕</p> <p>問1 入所指針の目的や、概要は。</p> <p>〔申込〕</p> <p>問2 申込者は、本人か家族か。</p> <p>問3 要介護認定の申請手続き中の者は、申込は可能ですか。</p> <p>問4 複数施設への申込みはできますか。</p>	1
<p>問5 当面入所する意思はないが申込みはできるのか。</p> <p>問6 なぜケアマネジャーを通じて申込まなければならないか。</p> <p>問7 どのケアマネジャーを通して申込んだらいいか。</p> <p>問8 ケアマネジャーを通さず直接申込むことは可能か。</p>	2
<p>問9 市外の者が、申込む場合にもケアマネジャーを通す必要があるのか</p> <p>問10 市外の施設へ申込む場合にもケアマネジャーを通す必要があるのか。</p> <p>問11 ケアマネジャーが入所調査票を記入するにあたっての、審査や調査とは何か。</p> <p>問12 申込書は、ケアマネジャーから特別養護老人ホームへ提出するのか。</p> <p>〔入所基準〕</p> <p>問13 在宅サービスの利用率とはなにか。</p>	3
<p>問14 入所申込の後、要介護度やサービス利用率等の申込内容が変化したが。</p> <p>問15 指針にある施設の専門性とは具体的にはどういうものか。</p> <p>問16 要介護度が低かったら入所できないのか。</p> <p>問17 老々介護や介護疲れ等、指針による点数評価に反映しにくい事情がある場合にはどうしたらいいか。また、家族で介護を行ってきたため在宅サービスを全く利用していない場合はどうか。</p> <p>問18 他の介護保険施設や病院等に入所・入院している場合、指針ではどのように評価されるのか。</p> <p>〔申込者の調査〕</p> <p>問19 入所申込の継続意思を確認する調査票が郵送されてきた。数年も前の入所申込をなぜ調査するのか。介護保険制度の改正で自己負担の状況が変わり、入所申込みを辞退したいときは、どうするのか。</p>	4
<p>問20 入所申込みの確認調査は、どうするのか。</p> <p>問21 入所申込みの確認調査票を記入するのが面倒であり、返送しなかったときは、どうなるのか。</p> <p>〔評価結果・入所時期〕</p> <p>問22 入所指針の内容や、個人後との評価結果は教えてもらえるのか。</p> <p>問23 入所の時期の見込みはどのように、伝えたらよいか。</p> <p>〔その他〕</p> <p>問24 入所指針についての問い合わせはどこに行ったらよいか。</p>	5
<p>〔記載要領〕</p> <p>特別養護老人ホーム入所申込書（ケアネットに掲載）</p> <p>特別養護老人ホーム入所調査票（ケアネットに掲載）</p>	6 7

## 特別養護老人ホーム入所指針に関する Q&A

### 〔概要〕

問1 入所指針の目的や、概要は。

1. 介護保険制度の導入後、全国的な傾向と同様に、神戸市内においても、特別養護老人ホームの入所申込者が急増しています。これは要介護度が1以上であれば申込みが可能となったことや、「特養申込者急増」の新聞記事等をご覧になられて、「申しんでも直ぐ入所できない」との不安から早いうちに申込みをされる、いわゆる「予約的申込」が増えたためと考えております。
2. このため、これまでの申込順を重視する入所決定方法では、入所の必要性の高い方が円滑に入所できなくなってきたことから、新たな入所決定方法の策定が望まれていました。
3. 必要な方に必要なサービスを提供できるようにするとともに、入所決定過程の透明性・公平性を図ることにより、市民の皆さまに「安心していただける」ことを主たる目的として、神戸市老人福祉施設連盟と神戸市が共同で入所指針を策定しました。
4. 指針の概要は、以下のとおりです。

要介護度のほかに、認知症の程度や在宅サービスの利用状況、その他の個別の事情等を加えた総合評価の方式を採用しました。

特別養護老人ホームの入所要件は、介護保険法により「身体上又は精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、居宅においてこれを受けることが困難な者」(平成11年3月31日厚生省令第39号「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」と定められていることから、その要件を基に具体的な評価基準を定めました。

ケアマネジャーの持つ豊富な経験や専門的知識を活かすことにより、適切なサービスの提供が図られるようにしました。

入所者の選考にあたっては、各施設に入所検討委員会を設置し、入所決定過程の透明性と公平性を担保するようにしました。

### 〔申込〕

問2 申込者は、本人か家族か。

1. 申込者は、基本的にはサービスを受ける本人となります。
2. ただし、本人による申込みが困難な場合には、家族が本人の意思を確認したうえで、本人に代わって申込みを行うことが可能です。
3. 申込書の記入にあたって代筆が必要な場合は、ご協力をお願いします。

問3 要介護認定の申請手続き中の者は、申込みは可能ですか。

1. 認定申請中、変更申請中、更新申請中の方については、原則として、その結果を待って申込みをしていただきます。 自立、要支援1、要支援2の方は、特別養護老人ホームの申込みはできません。

問4 複数施設への申込みはできますか。

1. 複数施設への申込みは可能です。
2. しかし、今後は、入所指針に基づいて入所の必要性が評価されるため、必要性が高い場合には比較的、短期間で入所できるようになること、また、施設も入所者の選考にあたり、地域性(居住地等)を考慮することが考えられるので、広域的に多くの施設に申込まれる必要はないと考えています。

問5 当面入所する意思はないが申込みはできるのか。

1. 施設では、予約的な申込みであっても、拒否することはありませんが、入所指針の目的が、必要性の高い方が円滑に入所していただくことにあるので、当面入所する意思がない方については、入所の必要性が高くなった時に申込みされるようにお伝えください。

問6 なぜケアマネジャーを通じて申込まなければならないか。

1. 介護保険制度では、特別養護老人ホームのほかに、リハビリや医療的ケアを必要とする方を対象とする老人保健施設や介護療養型医療施設があり、この他にも、要介護高齢者を対象とした介護型のケアハウスや認知症高齢者を対象としたグループホームなど、多様な入所施設があります。
2. また、施設に入所されるまでの間は、各種の在宅サービスを有効に活用していただき、適切な介護環境のもとで、できるだけ在宅生活を継続していただくことが、介護保険の「在宅重視」の基本理念に沿うばかりでなく、本人や家族にとっても大切なことと考えております。
3. このため、豊富な経験や専門的知識を有するケアマネジャーを通じた申込みとすることにより、本人やご家族にとって相応しいサービスを受けていただけることにつながると考えています。

問7 どのケアマネジャーを通して申込んだらいいか。

現在受けているサービス等によって異なります。基本的には、ご本人の状況を最もよくご存知のケアマネジャー等を通じてお申込みいただきます。

1. 在宅サービスを利用している方は、ケアプランを作成している居宅介護支援事業者（えがおの窓口）のケアマネジャーを通じてお申込みいただきます。
2. 在宅サービスを利用していない方で、  
今後（特別養護老人ホームに入所するまでの間）在宅サービスの利用を希望される場合は、居宅介護支援事業者（えがおの窓口）のケアマネジャーを通じてお申込みいただきます。  
在宅サービスの利用促進について必要な助言をお願いします。  
利用促進を呼びかけたにもかかわらず、サービス利用につながらない場合でも、できる限りのご協力をお願いしたいと考えていますが、多忙により対応できない場合は、各区の『あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）』を紹介していただくほか、直接特別養護老人ホームに申込みようように助言してください。
3. 老人保健施設や介護療養病床等の介護保険施設、養護老人ホームやグループホーム等に入所されている方は、入所している施設のケアマネジャー等を通じてお申込みいただきます。  
入所している施設にケアマネジャーがない場合は、本人の状況を最も知っている相談員やケースワーカーの方が代わっていただいて結構です。
4. 一般病院に入院中の方は、原則として、特別養護老人ホームのケアマネジャーに直接お申込みいただくこととなります。しかし、ご本人の状況をよくご存知の病院のケアマネジャーやMSWの方に協力いただける場合には、その方を通じてお申込みいただきます。  
《お願い》居宅介護支援事業者を変更した場合には、新しい事業所名・担当ケアマネジャー名、電話番号等を申込み先の特別養護老人ホームに連絡するように指導してください。

問8 ケアマネジャーを通さず直接申込みことは可能か。

1. 希望者が直接、施設に申込書を提出されてきたときに、施設はこれを拒むことはできません。（この場合は、添付書類は、本人や家族等にご用意いただくこととなります。）
2. しかしながら、今回の入所指針では、要介護度のほか、認知症の程度、在宅サービスの利用状況、特別に配慮しなければならない個別の事情等を総合的に判断して評価を行う仕組みとなっており、これらの状況の確認と、ご本人ならびに家族にとって相応しいサービスを提供するために、ケアマネジャーを通じた申込みとしていますので、ご協力をお願いします。

問9 市外の者が、申し込む場合にもケアマネジャーを通す必要があるのか。

1. 神戸市内の特別養護老人ホームに申し込まれる場合には、指針に基づいた取り扱いとなります。これは市外の方が申し込む場合も同じです。
2. 市外からの申し込みについても、居宅介護支援事業者や施設のケアマネジャー等を通じて申し込みいただきたいと考えています。
3. 市外の居宅介護支援事業者や施設のケアマネジャー等の協力が得られない場合には、本人または家族等から直接、神戸市内の特別養護老人ホームに申し込みを行っていただくことも可能です。

問10 市外の施設へ申し込む場合もケアマネジャーを通す必要があるのか。

1. 入所指針は、神戸市老人福祉施設連盟と神戸市とで共同作成したもので、市外の施設では適用されません。

問11 ケアマネジャーが入所調査票を記入するにあたっての、審査や調査とは何か。

1. 審査とは、申込書の内容に記載漏れや誤りがないかをご確認いただくことです。
2. 調査とは、入所調査票に記入するため、必要に応じて、訪問や面談・電話等を行い、本人の状態や、家庭の状況等をご確認いただくことです。

問12 申込書は、ケアマネジャーから特別養護老人ホームへ提出するのか。

1. 申込書や入所調査票、その他の添付書類は、本人や家族が施設へ直接持参または郵送していただきます。
2. ケアマネジャーが郵送の便宜を図る場合は、郵送料のみ実費徴収することは可能です。

### 〔入所基準〕

問13 在宅サービスの利用率とはなにか。

1. 要介護度別の支給限度基準額(単位数)に対する、サービス利用票及び別表に記載された実際のサービス利用額(単位)の割合を言います。
2. 具体的には、直近3か月の実績の平均利用率をもとに評価します。  
例1 4月に申込みをされる場合には、1月から3月までの平均利用率に基づきます。  
例2 直近過去3か月以内に、新規に要介護認定を受けた場合(変更認定を除く)は、認定を受けた月以降の平均利用率とします。  
例3 直近3か月間に、老人保健施設や病院等に入所・入院して1か月を通じて在宅サービスが利用できなかった月がある場合は、入所・入院していた期間以外の月の平均利用率となります。  
なお、入所・入院していた月の「サービス利用票及び別表」を作成しているときは、参考に添付するとともに、入所・入院のため在宅サービスを利用していない旨ならびに入院期間を記入してください。  
例4 在宅サービスを受けていない月がある場合は、未利用月も含めた平均とします。  
在宅サービスが利用できるにもかかわらず、家庭の事情などの事由によりサービスを利用されていない場合等については、その旨を「担当ケアマネジャー記入欄」に記載してください。

#### 3. 平均利用率の算出方法

1月：要介護3（支給限度額 26,750 単位）	利用単位 15,500 単位	
2月：要介護3（支給限度額 26,750 単位）	利用単位 17,300 単位	
3月：要介護5（支給限度額 35,830 単位）	利用単位 20,800 単位	の場合

計算方法： $(15,500 + 17,300 + 21,800) \div (26,750 + 26,750 + 35,830) = 61.12 \quad 61\%$

(少数以下四捨五入)

問 14 入所申込の後、要介護度やサービス利用率等の申込内容が変化したが。

1. 申込みの後に、指針の評価結果に影響を及ぼす大きな変化（要介護度や在宅サービスの利用率の変動等）が生じた場合には、添付書類を添えて特別養護老人ホームへ変更の申し出を行ってください。
2. この場合の添付書類は、「認定調査票（写）」、「被保険者証（写）」、「サービス利用票及び別表（写）」のうち、変更に関するものを提出してください。
3. また、緊急に入所が必要となった場合には、「介護保険施設入所相談センター」にケアマネジャーを通じてご相談していただくことで、緊急入所が可能となる場合があります。詳細は別途ご案内します。

問 15 指針にある施設の専門性とは具体的にはどのようなものか。

認知症対応や医療的ケア体制の充実等を図っている場合などです。

問 16 要介護度が低かったら入所できないのか。

1. 入所指針は、要介護度だけではなく、介護者の有無、在宅サービスの利用状況、さらには特別に配慮しなければならない個別の事情等を総合的に判断して評価を行う仕組みとなっているので、要介護度が低いというだけで入所できないことはありません。

問 17 老々介護や介護疲れ等、指針による点数評価に反映しにくい事情がある場合、また、家族で介護を行ってきたため在宅サービスを全く利用していない場合はどうか。

1. 老々介護をはじめ家族の介護力等の問題については、家族構成や就労の状況等についても入所指針において、評価基準の在宅介護の困難性として点数配分を行います。
2. また、評価基準による客観的評価が困難な個別の事情については、入所申込書の介護者の意見欄や、入所調査票の「担当ケアマネジャー記入欄」に、家庭での介護が困難な実情等を記入してください。
3. 個別の事情については、施設の入所検討委員会での入所の必要性を総合的に勘案して選考者名簿の作成として対応することとなります。

問 18 他の介護保険施設や病院等に入所・入院している場合、指針ではどのように評価されるのか。

1. 他の介護保険施設や病院等に入所・入院されている場合は、在宅サービス利用率の指標化が規定されていませんでしたが、この度の見直しで評価基準に規定しました。
2. 必要な情報の提供については、入所調査票の「担当ケアマネジャー記入欄」を活用するほか、電話連絡等をお願いいたします。

### 〔申込者の調査〕

問 19 入所申込の継続意思を確認する調査票が郵送されてきた。数年も前の入所申込をなぜ調査するのか。介護保険制度の改正で自己負担の状況が変わり、入所申込みを辞退したいときは、どうするのか。

1. 介護保険制度の改正があり、入所者の自己負担額が変わったこと、また、入所申込者や介護者の状況が変化していることが推測されることから、確認調査を行う必要があると考え、再度調査を行いますのでご協力をお願いします。
2. 入所申込みを行った特別養護老人ホームに辞退の旨を連絡してください。

問20 入所申込みの確認調査は、どうするのか。

1. 入所申込をされてから一定の期間が経過したときに、施設から入所申込の継続の意思確認及び入所申込者や介護者の状況を確認するための調査を行います。
2. 在宅の申込者の方には、神戸市特別養護老人ホーム入所申込者確認調査票(1)(2)を郵送しますので、必要な内容を記載した後、担当のケアマネジャーに調査票を渡して内容を記載してもらい、ケアマネジャーから施設へ郵送してください。
3. 施設に入所されている申込者の方は、神戸市特別養護老人ホーム入所申込者確認調査票(1)(2)を郵送しますので、必要な内容を記載した後、入所されている施設のケアマネジャーに調査票を渡して内容を記載してもらい、ケアマネジャーから入所申込施設へ郵送してください。

問21 入所申込の確認調査票を記入するのが面倒であり、返送しなかったときは、どうなるのか。

1. 入所申込をされてから一定の期間が経過したときに、施設から入所申込の継続の意思確認及び入所申込者や介護者の状況を確認するための調査ですからご協力をお願いします。
2. 確認調査票の記入については、担当のケアマネジャーにご相談してください。担当のケアマネジャーがいないときは入所申込をした特養のケアマネジャーにご相談ください。
3. 確認調査票が返送されないと、入所申込の意思が確認できないことだけでなく、入所申込者や介護者の状況についても確認できませんので、正確な評価ができないため評価を保留せざるを得ません。
4. 入所申込を行っていただいても、評価ができなければ入所することができないこととなります。

〔評価結果・入所時期〕

問22 入所指針の内容や、個人ごとの評価結果は教えてもらえるのか。

1. 入所指針は、希望される方に、お示しできます。ただし、内容が専門的な部分もあるため、ケアマネジャー等からよく説明をしてください。  
神戸市のホームページにおいて指針を公開しています。  
<http://www.carenet.city.kobe.jp/index.html>
2. 個人ごとの評価結果(点数)については、入所指針の客観的基準であり、問合せがあれば、お答えできると考えていますが、入所順位や時期についてはお答えすることができません。

問23 入所の時期の見込みはどのように、伝えたらよいか。

1. 入所時期の見込みについては、退所者がいつ頃、何名が退所するかによって変化するため、これを予測することは困難です。また、後から、入所の必要性の高い方が申込んできた場合等で順位が変わります。

〔その他〕

問24 入所指針についての問い合わせはどこに行ったらよいか。

神戸市保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課(TEL078-322-6326)にお問い合わせください。